

～平成30年度税制改正③～

平成30年税制改正内容についての事業法人に係る項目の概要説明を行う。今回は中小事業者等が取得した機械装置等の固定資産税(償却資産税)の課税標準の特例等である。

(ポイント)

○中小企業者等の機械装置などに係る償却資産税の課税標準が最初の3年間に限り引き下げ

○自治体により引き下げ率は異なる

1.中小企業者等に係る固定資産税特例

地域の中小企業による設備投資の促進に向けて、生産性向上の実現のための臨時措置法(仮称)の規定により、市町村が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税の課税標準を2分の1からゼロまで軽減する3年間の時限的な特例措置が創設される。中小企業者等の一定の設備投資について、固定資産税を2分の1からゼロまで軽減することを可能とする。

①適用の前提

まずは市町村が導入促進基本計画を策定し国の同意を得る。中小企業者等が市町村の策定した同計画に基づく先端設備等導入計画を策定、市町村から認定を受けることが必要となる。

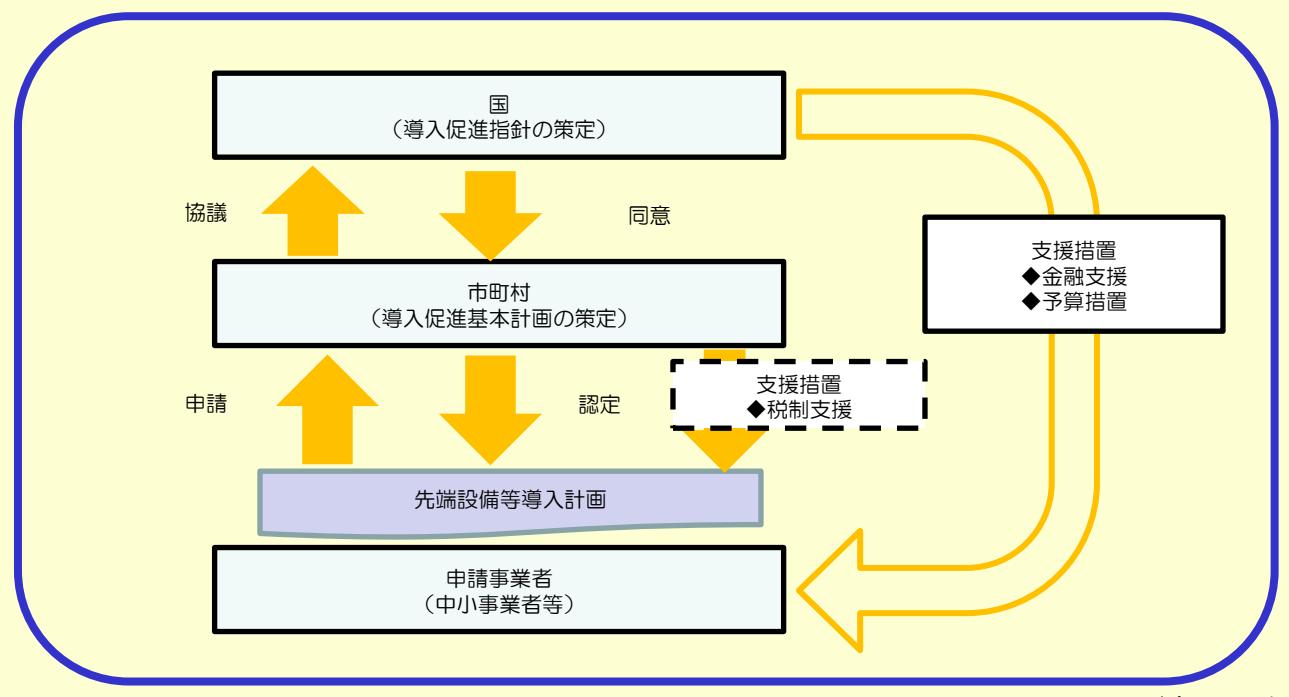
②市町村の裁量

市町村が主体的に行うものであり裁量が極めて大きい制度である。市町村が導入促進基本計画を策定、国の同意を得て市町村が対象地域となる。同計画内で対象者・対象地域・対象設備を絞り込むことができ、対象設備の固定資産税も課税標準を標準価格にゼロ以上2分の1以下の範囲内で条例で定める割合を乗じて得た額としている。

③生産性向上の実現のための臨時措置法(仮称)

特例は、「生産性向上の実現のための臨時措置法(仮称)」の制定が前提で、特例対象は同法の施行日から平成33年3月31日までの間に取得された一定の設備となり、同法施行時期は4月から6月頃と見込まれる。施行後に市町村が導入促進基本計画を策定し国の同意を得ることで、実際のスタートは夏頃と見込まれる。

(固定資産税特例の流れ)



～平成30年度税制改正③～

2.適用内容及び適用時期

適用内容は以下の表に記載のとおりとなっている。また、適用時期は、生産性向上の実現のための臨時措置法(仮称)の施行の日から平成33年3月31日までの間において取得されるものに係る固定資産税について適用とされている。

(適用内容)

項目	内容
対象者	中小事業者等(資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等)のうち、先端設備等導入計画の認定(労働生産性年平均3%以上向上、市町村計画に合致)を受けた者(大企業の子会社を除く)
対象地域	導入促進基本計画の同意を受けた市町村(※2)
対象設備	生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記の設備 減価償却資産の種類(最低取得価格/販売開始時期) ◆機械装置(160万円以上/10年以内) ◆測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内) ◆器具備品(30万円以上/6年以内) ◆建物附属設備(※3)(60万円以上/14年以内)
その他の要件	生産、販売活動等の用に直接供されるものであること 中古資産でないこと
特例措置	固定資産税の課税標準を、3年間ゼロ～1／2(※4)に軽減

※1 市町村によって異なる場合あり

※2 市町村内で地域指定がある場合あり

※3 家屋と一体となって効用を果たすものは除かれる

※4 市町村の条例で定める割合

◆平成28年度に創設した現行の特例措置は、上記措置の創設に伴い期限到来をもって廃止予定

(朝日税理士法人 事業法人通信チーム編集)

コラム:実務家のひとこと

(個人財産に係る情報提供義務)

一定の財産保有者は個人財産情報を出す義務があり注意が必要だ。CRS(Common Reporting Standard:共通報告基準)で12月31日時点の国内居住者が国外に持つ金融機関の口座情報が国税庁に提供されている。国外財産調書未提出者等や国外口座に係る利子・配当等の収入金額の把握を容易にする。日本の「居住者」(国内に住所を有し又は現在まで引き続き1年以上居所を有する個人)が該当し、日本国籍のない外国人でも日本の居住者に該当する以上は保有国外口座情報が国税庁に提供される。国外財産調書は12月31日時点に5,000万円超の国外財産保有者が財産金額や種類等を記載し翌年3月15日までに提出するものであり、居住者であれば外国人でも国外財産調書の提出義務が課されるが具体的には非永住者以外の居住者が対象となる。非永住者とは「居住者のうち日本国籍を有しておらず、かつ過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下である個人」のことと、6年以上日本に居住している外国人は国外財産調書提出が必要である。国外財産調書制度は平成25年分から5年目となるが、不提出者が相当数いるとされている。

朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、事業法人向けの一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。